

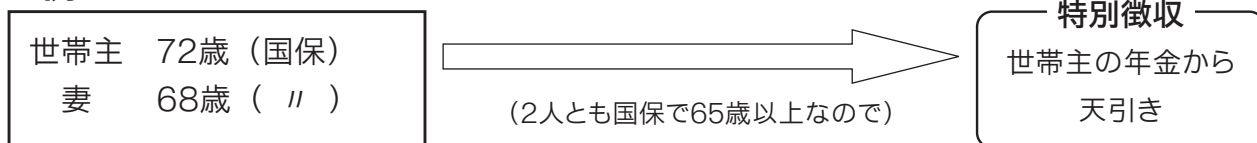
10月からスタート

国民健康保険料の特別徴収（年金天引き）

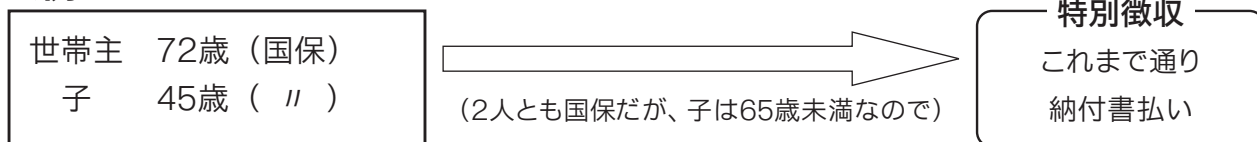
世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料は、世帯主の年金からの天引き（特別徴収）が平成20年10月から始まります。

ただし、世帯主が国民健康保険以外の場合（擬制世帯主）や、年金額が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引き分と合わせた額が年金額の1/2を超える場合には天引きは行われません。

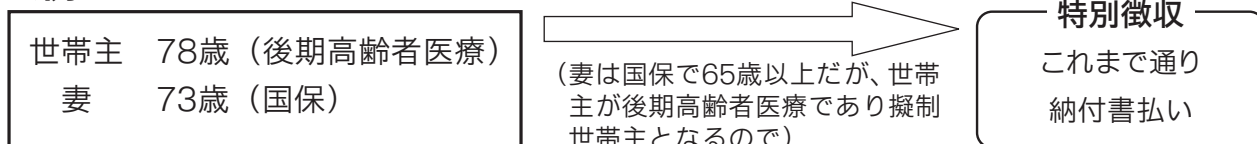
<例1>



<例2>



<例3>



対象となる方は、平成20年度保険料の納期が7月から始まり、特別徴収（年金天引き）が10月から始まります。そのため、本年度は下記のように普通徴収の方法と併徴になります（平成21年度からは年6回の年金天引きだけになります）。

納付方法	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収（年金天引）と普通徴収（納付書や口座振替）との併徴	納付書払い	納付書払い	納付書払い	年金天引き		年金天引き		年金天引き
普通徴収（納付書払いや口座払い）	納付書払い	納付書払い	納付書払い	納付書払い	納付書払い	納付書払い	納付書払い	

現在、国会では長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について、制度の見直しや改善などの検討が予定されています。このため今月号でお知らせする内容は、変更になる場合があります。長寿医療制度は、今後も広報誌などで最新の情報をお伝えしていきます。

お問い合わせ

大雪地区広域連合事務局国民健康保険対策室 ☎82-2111（内線562、563）
 住民福祉課住民室 ☎82-2111（内線123）